改正(パブリックコメント)案

る。
き日本工業組後とは日本農株組俗及び日郎見倫関する技術的其準を決のように定め物の其織、主要種塩型学に使用する建築材料並びに、いれらの建築材料が適気すべ、建築事簿法(昭和一十五年法律第一百一号)第二十十条の規定に基づき、建築

る技術的主権を定める件と対抗が関係すべき日本工業用格とは日本農林規格及び品別に関す建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料がびにいれらの建

1~十九 略 支障のないことが確かめられたものにほる。)にあっては、この限のでない。 としてのできる性能の基準値が確かめられたもので、安全上、防火土及び衛生工 要な説なりして用いろもののっと即来第一(四里維度以うの測圧分類)に は、第八十十条第四項に超圧する保護権務と用いる建築材料、確は所力上出 さい、第二十八条第一項第一寸在以及第二百二十八号。以下「分」とい 第一号又は第一号のいずれかに該当すべきのは、次に掲げるものとする。 対 第一号又は第一号のいずれかに該当すべきのは、次に掲げるものとする。 対 部一号を他変まれ、防水上又は衛生上車要ぐめる部分、使用する他変が対ぐ同条 部一 建築産業法(以下「法」という。)第二十十条の建築物の基礎、土要構造(第一第一

選一 路

翘门 器

現 行 告 示

る。
き日本工業組絡又は日本画採組絡及び日煕見倫別する技術的其準を決のように定め物の其様、主要種項部写作由する建築材料がびに、払らの建築材料が適気すべ、建築主簿法(昭和一十五年法律第一百一号)第二十十条の規定に基づき、建築

ろ技術的基準を定める件 築材料が適宜すべき日本工業用格又は日本農林相格及び品質に関す建築物の基礎、主要構造部等に作用する建築材料がびにいれらの建

第一号文は第 号のいずれかに該当すべきものは 次に掲げるものとする。部ての他女主、防火!文は衛士・重要ぐめる歌文に使用する建築材料で同条用一 建築基準法(以下「法」という。)第二十十条の建築物の基礎、主要構造

一~十九 略

第二 法第二十七条第 号の品見論する技術的其準は 炊のとおりとする。掲げる建築材料の区分には、それぞれ同表・欄に掲げるものとする。第一 法第二十七条第一号の日本工業規格とは日本農株組移は、別表第一・欄に

しくべ 略

22 器

| 対量項) | 1000の規定に適合していると。 術的生産条件が、日本工業理験は入り0一(品質マネジメントシステム)要一製金品に、検査品に、品は昼理方法での他品は存けが要系技

田業品

涨 涨 日本工業用格(以下「丁~~」という。) 女五五 五 (蝦) (以) 号層で い) ― | 九九四 ――S <五五 天 (日形調ぐい) ― | 九九 る津薬 四、――ろ 区一一〇一(管理レール及び分は発顔用持殊レー 並 **ⅠS G二 ○六 ≪季唐申王征嗣以 ― | 九九九 ┣—S** ら三一四 ≪産連甲両保証割土延嗣び ―一九九三、 S GIIIII | 建築連用土延藤湖 ― | 九九六 <u>-----</u>S らここ 食艶主生なアルミニウム 東致るめつき網 坂久御書 ―一九九八 ――S G三二二 家養養聖士

|~六 略

- すると認められる場合は、吹い定める基準でよることができる。これがのは、計項の規定にかかわらず、制存明り冊景珠証の確体及び国際取引の円滑化に資
 - でいる び付帯サービスにおける問居体証モデル)―一礼礼八の規定に娘でしている術的生産条件が、日本工業指絡り礼礼〇一(問買ジステム―製造「搱付け及一製造品」 検査機関 検査予法 品別管理方法その他品見保持に必要大技

別養

(3)	(2)
無[無]	日本一筆組格(以下「丁く」といろ・) 女立立 五(郷ぼく
号線が	い) ― 九九四 ―― S 女玉玉 元 (日形綱ぐい) ― 九九
る建築材	四~~3日一〇一(章連レール及び分岐発揮性殊人)
菜	少 l
	、――S GIII〇 (一般理事圧延網が)― 九九五 F
	19 G二〇六 窓達電用圧延網び ―一九九九、丁5
	G三二四 窓達電用配係 数間上延翻好 —一九九二
	――― ならこここ式(建築準備日圧延網が)―一九九四 ――
	S GIIIIII 建築地角圧延緩鋤 ─ 九九六 ┣—S
	らこご 〇一 深観無鉛のき細数外が細帯 ―一九九八 ——
	S GIIIIII ※無務配票的つき鋼板外網帯 ──1九九
	四~らら三三二一窓軸土まやルミニウム・東窓口
	金めっき細数外御電 ―一九九八 FS Gニニニー 塗
	装御土土むらんミニウムー東郊及あっき細板久が翻出

即秦第一

(7)		(5)	(1)
の区で		口品具港	測定決等
整		备	磊
無	+	• 盤	• 1 と
	掘	 単数が 	三布目成りの測定は「13」これ六
げる事	鰥	あっては	(一般練物試験方法) ―一九九九により当該

別養

	((,))	(2)	(t))
		口品画集	測定決等
	略	略	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
狃	K1 海十	-	• 盤
<	号掲	三膊科グに	三有量のの測定。丁らこの九六
7	と建築	あっては	(一般職物試験方法) ―一九九九により当該

**	布目曲がり	関が料の三百ミリメートル以上の間帰ぞおい
	の基準値が	た一番所以上について測定するか又は博材料
	一定められて	の時見にじて、れと同等以上に右目曲かり
	SHIP	か測定できる方法によること
	四个〈路	四人、盤
	七屋祭び	力
	あっては	/ と
	たる糸方向	
	及びま系	
	方向の引張	3 温度线比六十度 事在代为了ス繊維を
	クリープに	用いかつコーアイング対対を含化
	よる伸び率	エチレン神能、同ふったエチレンパーブ
	の基準値が	ルオロアルキルビニルエーアル共軍を帰
	定められて	腊人は同ふっ化エチレンーへふっ化プロ
	SH INS	ビレン土主を保証が用いて追欠けんって
		は、摂民百二十度、雰囲気内でたて糸方
		向及びよる不力向の引提強さの基準値の
		十分の一以上の荷里で〈時間の載何を行
		PA 101
		く・ハ 隺
	<→+ 盤	<< <td< th=""></td<>
	十)	
备	盤	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

<u> </u>	布目曲がり	膜が挙のこう。メートル以上の間隔をお
	の基準値が	いた一番所以上について測定するか又は博材
	定められて	料等の開停にじて、れと同等以上に作目曲
	2KM 12°	がりを測定きる方法によること
	四人、路	四人、盤
	七種様に	力 磊
	あっては	← 整
	たる本向	口盤
	及びま系	①
	方向の引張	3 温度式且丰度 塞伊以过了ス繊維
	クリープに	を用いない場 を は あっては、 模 は 大 十 度
	よる伸び率	て 寒田気内でたて 炎力回及 ひよっ ※ 才同
	の基準値が	の引張強さの其準値の十分の一以上の荷
	定められて	重で六時間の載何を付うと
	SKI KIS	
		く・川 盌
	<→ 盤	二十
	十一盎	
整	盤	盤

	国族用